

遠隔臨場の実施に関する特記仕様書

本工事（業務）は、遠隔臨場の対象であり、受発注者間の調整により、遠隔臨場を実施することができる。

（定義）

第1条 遠隔臨場とは、建設現場において、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた段階確認・立会及び検査のことをいう。

（適用）

第2条 遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等により映像及び音声を監督員又は検査員等にリアルタイム配信を行い、双方向通信により相互に確認を行うことをいう。

（実施方法）

第3条 受注者は、遠隔臨場を実施する場合、以下の作業を行うものとする。

（1）事前調整

受注者は、監督員と遠隔臨場の実施日時、適用（確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーションまたはサービス）、その他必要な事項について調整する。なお、電話、メール等での調整を可とする。

（2）実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員又は検査員の映像を含む写真等のいずれかの記録を行うものとする。

遠隔臨場が行われた証拠を除く内容の記録は、監督員又は検査員の現地に出向くことに代えて黒板に遠隔臨場であることを明記した写真により行うものとする。

（実施手続）

第4条 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。

（1）事前調整

受注者は、遠隔臨場の実施について、監督員と事前調整する。

（2）立会・段階確認、検査の申請

受注者は、遠隔臨場を実施する場合、建設工事監督要領 様式-7「立会・段階確認願」及び検査申請書の検査内容欄に遠隔臨場による臨場・立会であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。

ただし、監督員又は検査員が臨場の必要があると判断した場合は、遠隔臨場での申請が行われた場合でも、通常の臨場により実施するものとする。

（3）立会・段階確認、検査の実施

受注者は、所定の日時に監督員又は検査員に対して通信を開始して実施する。

ただし、監督員又は検査員が必要な情報が得られないと判断した場合は、遠隔臨場を中止し、通常の臨場で確認を行うものとする。

（4）立会・段階確認、検査の確認

受注者は、遠隔臨場による段階確認・立会を実施した場合、段階確認願・立会願に実施記録を添付し監督員に提出するものとする。遠隔臨場による検査を実施した場合は、検査終了後速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。

（機材等の手配・仕様）

第5条 受注者は、以下の項目により遠隔臨場に必要な機器等を準備するものとする。

- （1）受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行う。
- （2）発注者は、発注者が保有するタブレット端末及び通信回線等を利用する。
- （3）利用するアプリケーション又はサービスは、発注者が保有するタブレット端末（Apple の iPad 等）で利用可能であり、かつ発注者に新たな費用負担が発生しないものを受注者が選定するものとする。

（費用）

第6条 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費（業務の場合は諸経費）の率分に含まれるものとし、別途計上しない。